官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令（三〇九）　二
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（三一〇）　三
○家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（三一一）　四
○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（三一二）　四
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一六）
○ミャンマー連邦共和国における地震被害を受けた住環境及び保健医療サービスの改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（同三一七）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一八）
○マレ島における災害に対する強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一九）
○シリア・アラブ共和国における帰還促進のためのインフォーマルな居住地における住環境改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同三二〇）
○パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三二一）
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通八五〇～八五二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八五三）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八五四）
○航路標識に関する件（海上保安庁二三）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛二〇三）
〔国会事項〕　四
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　宮内庁　法務省
最高裁判所
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示一、東京同一、長野同一）　九
船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示（四国地方交通審議会）　九
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　九
〔公　告〕
諸　事　項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　10
特殊法人等
令和７年度公害防止管理者等資格認定講習の公示関係　10
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**地方公共団体情報システム機構法附則第九条の二第五項の規定による納付金の納付に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三百九号）（総務省）

1　地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援基金の設置年限が延長されたことに伴い、所要の規定の整理をすること。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）

◇**建築基準法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百十号）（国土交通省）

1　防火区画等に係る内装に対する制限の緩和

建築物の十一階以上の部分及び竪穴部分における防火区画に係る緩和措置の適用を受ける部分並びに避難階段及び特別避難階段の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げ及び下地に関する技術的基準を、国土交通大臣が定める基準に従い、仕上げ又は下地を不燃材料又は準不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられたものとすることに改める。（第百十二条、第百二十三条関係）

2　小屋裏隔壁に係る制限の緩和

小屋組が木造である建築面積が三百平方メートルを超える建築物のうち、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とすること又は桁行間隔十二メートル以内ごとの準耐火構造の隔壁の設置を要しない建築物として、各室及び各通路について、床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除いた壁及び天井又は屋根の室内に面する部分の仕上げ、排煙設備の設置の状況及び構造その他の事項に関し、避難上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物を加える。（第百十四条関係）

3　窓その他の開口部を有しない居室の判定基準の見直し

建築基準法第三十五条及び第三十五条の二において窓その他の開口部を有しない居室に該当するものは、国土交通大臣が定めた構造方法を